

瀬戸内町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和7年3月21日(金)10時から10時40分

2.開催場所 瀬戸内町役場4階委員会室

3.出席委員 (8人)

会長	6番	吉見 洋和
会長職務代理者	10番	永井 利一
	2番	久原 美樹
	3番	峯 俊一郎
	7番	森 正三郎
	9番	岡野 正郎
	11番	川島 博

4.欠席委員 (3人)

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第6号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

第4 協議会

(1) 行事予定について

(2) その他

6.農業委員会事務局職員

次 長 川畑 金徳

主 事 堀江 美彩

会計年度任用職員 大黒 佐江子

7.会議の概要

事務局	<p>それでは、みなさんおはようございます。定刻も過ぎましたが、ただいまから、第3回瀬戸内町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の委員の出席状況でございますが、7名出席で、定足数に達しておりますので、本日の総会は成立していることをご報告いたします。それでは吉見会長に挨拶をお願いします。</p>
議長	【挨拶】
事務局	<p>ありがとうございました。それではこれより議事に入ります。瀬戸内町農業委員会会議規則第6条に基づきまして、吉見会長に議長をお願いします。</p>
議長	<p>これより会議を開きます。日程1、議事録署名委員の指名を行います。議席番号9番、岡野委員、議席番号10番、永井委員の2名を指名いたします。</p>
	<p>次に日程2。会期は本日の1日間といたします。</p>
	<p>次に、日程3の議案第6号。農業経営基盤強化促進法による利用権設定についてを議題とし、事務局から説明を求めます。次長。</p>
事務局	<p>それでは議案第6号、農業経営基盤強化促進法による利用権設定について、ご説明いたします。資料は3ページから8ページになります。まず3ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積利用権設定について、公告日を令和7年3月28日を予定しております。内容につきましては、23件で畑30筆、原野1筆、貸し手22人、借り手13人、合計面積23,710㎡となっております。計画総括表を4ページ、5ページに記載しておりますので、後ほどお目通しください。それでは個々に説明いたします。資料は7ページになります。</p> <p>整理番号19 農地の所在地「大字久慈字伊目23番1」、現況地目「畑」、1,596㎡。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるもので、対象作物は果樹で新規によるものです。存続期間は40年間となっております。</p> <p>整理番号20 農地の所在地「大字久根津字前田416番」、現況地目「畑」、603㎡。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によりもので、対象作物は野菜類で新規によるものです。存続期間は10年間となっております。</p> <p>整理番号21 農地の所在地「大字古志字浜田ノ二185番1」、現況地目「畑」、245㎡。「同185番2」、現況地目「畑」、371㎡。「同185番3」、現況地目「畑」、309㎡。合計3筆925㎡。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるもので、対象作物は果樹で新規によるものです。存続期間は30年間となっております。</p> <p>整理番号22 農地の所在地「大字古志字浜田ノ二187番」、現況地目「畑」、367㎡。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるもので、対象作物は果樹で新規によるものです。存続期間は30年間となっております。</p> <p>整理番号23 農地の所在地「大字蘇刈字大緑347番1」、現況地目「畑」、989㎡。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるもので、対象作物は果樹で新規によるものです。存続期間は10年間となっております。</p> <p>整理番号24 農地の所在地「大字勝浦字山下590番1」、現況地目「畑」、732㎡。「同591番」、現況地目「畑」、565㎡。「同592番」、現況地目「畑」、919㎡。「大字勝浦字小勝1255番」、現況地目「畑」、1,021㎡。合計4筆3,237㎡。貸し手</p>

が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるもので、対象作物は果樹で拡大によるものです。存続期間は20年間となっております。

整理番号 25 農地の所在地「大字油井字竹ノ作 1078 番 1」、現況地目「畑」、1,007 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏、使用貸借によるもので、対象作物は果樹で新規によるものです。存続期間は20年間となっております。

整理番号 26 農地の所在地「大字阿木名字磨加良 1229 番 1」、現況地目「畑」、1,261 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。賃貸借によるもので、対象作物は果樹で拡大によるものです。存続期間は10年間となっております。

整理番号 27 農地の所在地「大字於斉字セリ脇 1143 番」、現況地目「畑」、300 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるもので、対象作物は果樹で新規によるものです。存続期間は10年間となっております。

整理番号 28 農地の所在地「大字於斉字摺長田 1370 番イ」、現況地目「原野」、740 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるもので、対象作物は果樹で拡大によるものです。存続期間は10年間となっております。

整理番号 29 農地の所在地「大字阿木名字植田 1087 番 1」、現況地目「畑」、2,157 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏、賃貸借によるもので、対象作物は野菜類で更新によるものです。存続期間は5年間となっております。

整理番号 30 農地の所在地「大字嘉鉄字長セ久 229 番」、現況地目「畑」、327 m²。「同 230 番 1」、現況地目「畑」、575 m²。合計2筆 902 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるもので、対象作物は果樹で拡大によるものです。存続期間は20年間となっております。

整理番号 31 農地の所在地「大字嘉鉄字大蔵 706 番」、現況地目「畑」、961 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるもので、対象作物は果樹で拡大によるものです。存続期間は20年間となっております。

整理番号 32 農地の所在地「大字阿木名字渡シ 1654 番 5」、現況地目「畑」、52 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。賃貸借によるもので、対象作物は果樹で拡大によるものです。存続期間は15年間となっております。

整理番号 33 農地の所在地「大字阿木名字渡シ 1693 番 2」、現況地目「畑」、1,230 m²。「同 1713 番 2」、現況地目「畑」、264 m²。合計2筆 1,694 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。賃貸借によるもので、対象作物は果樹で拡大によるものです。存続期間は15年間となっております。

整理番号 34 農地の所在地「大字嘉鉄字長セ久 145 番 2」、現況地目「畑」、1,083 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるもので、対象作物は果樹で更新によるものです。存続期間は8年間となっております。

整理番号 35 農地の所在地「大字嘉鉄字仲田 895 番 1」、現況地目「畑」、506 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。賃貸借によるもので、対象作物は果樹で拡大によるものです。存続期間は10年間となっております。

整理番号機構 4 農地の所在地「大字久慈字前田 190 番 125」、現況地目「畑」、940 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が農地中間管理機構。使用貸借によるもので、対象作物は果樹で拡大によるものです。存続期間は20年間となっております。

	<p>整理番号機構 5 農地の所在地「大字嘉鉄字長セ久 144 番」、現況地目「畑」、1,578 m²。「同 145 番 1」、現況地目「畑」、259 m²。合計 2 筆 1,837 m²。貸し手が〇〇〇氏、借り手が農地中間管理機構。使用貸借によるもので、対象作物は野菜類で拡大によるものです。存続期間は 10 年間となっております。</p> <p>整理番号機構 6 農地の所在地「大字嘉鉄字長セ久 145 番 3」、現況地目「畑」、477 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が農地中間管理機構。賃貸借によるもので、対象作物は果樹で拡大によるものです。存続期間は 10 年間となっております。</p> <p>整理番号機構 7 農地の所在地「大字節子字前田 983 番」、現況地目「畑」、574 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が農地中間管理機構。賃貸借によるもので、対象作物は果樹で拡大によるものです。存続期間は 20 年間となっております。</p> <p>整理番号機構 8 農地の所在地「大字節子字前田 985 番」、現況地目「畑」、524 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が農地中間管理機構。賃貸借によるもので、対象作物は果樹で拡大によるものです。存続期間は 15 年間となっております。</p> <p>整理番号機構 9 農地の所在地「大字節子字語仁屋川 545 番」、現況地目「畑」、1,178 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が農地中間管理機構。使用貸借によるもので、対象作物は果樹で拡大によるものです。存続期間は 10 年間となっております。</p> <p>以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各条件を満たしていると考えてます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	事務局より説明がありました。この件について質疑はございませんか。
3 番委員	はい。
議長	崙委員。
3 番委員	はい。整理番号 28 番の利用権設定の中に「原野」となっているのも利用権設定しないといけないんですか。
事務局	一応ですね、前は畑だったんですけど、29 年に非農地判断をしてまして、地目が原野に変わっているということです。今後また開いて、果樹を植えるということで、利用権設定を結んでいるということです。
9 番委員	議長
議長	他に。岡野委員。
9 番委員	機構の 7,8、節子の前田。借賃が 5,226 円とか 5,725 円になってますけど、普通は 5,000 円とか区切りがいいんですけどね。そういう計算なんでしょうか。参考に聞きたいです。
事務局	一応ですね、面積で割った金額で、10a 当たりいくらかで、その面積で割った金額がこうだと思います。
議長	まず金額を決めて、10a に換算したら、こうなったということなんだろうね。他にありませんか。
信島推進委員	私からいいですか。
議長	どうぞ。
信島推進委員	機構のことなんですけど、借り手が農地中間管理機構、隣りが転貸予定となっておりますが、どうして最初から借り手に書かないのか。
事務局	まず、農地中間管理機構が所有者から借りて、農地中間管理機構が今度は新たに貸すということです。農地中間管理機構が間に入るの、賃貸借になると、金の支払い

	は、農地中間管理機構が借り手から徴収して、農地中間管理機構から貸し手のほうに支払いをする形になります。
信島推進委員	はい、分かりました。
議長	<p>面倒くさいのにな。借りる側からしたら、機構は真ん中に。いざこざを防止するには、こういう方法があるということです。</p> <p>他にないですか。</p> <p>【質疑なし】の声が聞こえる</p> <p>質疑ないようですので、これより採決を行います。議案第6号について、賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>賛成多数と認めます。議案第6号は可決いたしました。</p>
	次に、日程4～6の報告第5号、農地の使用貸借解約通知書について、報告第6号、農地法第18条第6項の規定による合意解約について、報告第7号、農地中間管理事業に係る利用権の合意解約について事務局から説明を求めます。
事務局	<p>報告第5号、農地の使用貸借解約通知書について</p> <p>土地の表示</p> <p>①「瀬戸内町大字勝浦字山下591番」、畑、565㎡</p> <p>②「瀬戸内町大字勝浦字山下592番」、畑、919㎡ 合計2筆1,484㎡</p> <p>貸人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏</p> <p>借人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏</p> <p>貸借契約の内容：農業経営基盤強化促進法による利用権（使用貸借）</p> <p>貸借期間：令和5年3月1日～令和25年2月28日</p> <p>合意解約の合意が成立した日：令和7年2月28日</p> <p>合意による解約をした日：令和7年2月28日</p> <p>農地の引渡しの日：令和7年2月28日</p> <p>届出の年月日：令和7年2月19日</p> <p>返還する理由：双方合意による解約（耕作者変更のため）</p>
	<p>報告第6号1</p> <p>農地法第18条第6項の規定による合意解約について</p> <p>土地の表示</p> <p>①「瀬戸内町大字阿木名字植田1087番1」、畑、2,157㎡ 合計1筆2,157㎡</p> <p>貸貸人：奄美市〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏</p> <p>賃借人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏</p> <p>貸借契約の内容：農業経営基盤強化促進法による利用権（賃貸借）</p> <p>貸借期間：平成28年6月1日～令和7年5月31日</p> <p>合意解約の合意が成立した日：令和7年2月13日</p> <p>合意による解約をした日：令和7年2月13日</p> <p>農地の引渡しの時期：令和7年3月30日</p> <p>届出の年月日：令和7年2月21日</p> <p>返還する理由：双方合意による解約</p>
	報告第6号2

	<p>土地の表示</p> <p>①「瀬戸内町大字節子字山下 711 番」、畑、587 m² 合計 1 筆 587 m²</p> <p>貸貸人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏</p> <p>賃借人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏</p> <p>貸借契約の内容：農業経営基盤強化促進法による利用権（賃貸借）</p> <p>貸借期間：平成 29 年 6 月 1 日～令和 9 年 5 月 31 日</p> <p>合意解約の合意が成立した日：令和 7 年 2 月 25 日</p> <p>合意による解約をした日：令和 7 年 2 月 28 日</p> <p>農地の引渡しの時期：令和 7 年 2 月 28 日</p> <p>届出の年月日：令和 7 年 2 月 25 日</p> <p>返還する理由：双方合意による解約</p>
	<p>報告第 7 号、農地中間管理事業に係る利用権の合意解約について</p> <p>土地の表示</p> <p>①「瀬戸内町大字蘇刈字溝田 650 番 1」、畑、532 m² 合計 1 筆 532 m²</p> <p>貸貸人：名古屋市熱田区〇〇〇〇番〇号 〇〇〇〇氏</p> <p>賃借人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏</p> <p>貸借契約の内容：農地中間事業による利用権（賃貸借）</p> <p>貸借期間：平成 29 年 10 月 1 日～令和 9 年 9 月 30 日</p> <p>合意解約の合意が成立した日：令和 7 年 1 月 24 日</p> <p>合意による解約をした日：令和 6 年 11 月 25 日</p> <p>農地の引渡しの時期：令和 7 年 2 月 27 日</p> <p>届出の年月日：令和 7 年 2 月 6 日</p> <p>返還する理由：双方合意による解約（所有者移転のため）</p>
議長	<p>事務局より報告第 5,6,7 号の説明がありました。この件について質疑はございませんか。</p> <p>【質疑なし】の声が聞こえる</p> <p>質疑ないようですので、次に日程 7 の協議会に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。</p>
	<p>協議会</p> <p>(1) 行事予定について</p> <p>(2) その他</p>
事務局	<p>以上を持ちまして、第 3 回農業委員会総会を終わります。</p> <p>一同 礼</p>

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

令和 7 年 3 月 21 日

署名委員

署名委員